

平成28年8月31日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成28年9月15日（木）午後1時00分開議

第1 決算審査特別委員会委員辞任の件

第2 特別委員会中間報告の件

第3 議案並びに陳情の総括審議

第4 所管事務調査のための委員派遣の件

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成28年9月15日（木）午後1時00分 開議

○副議長（ますだよしお君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は23名であります。したがいまして、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○副議長（ますだよしお君） ここで報告します。

去る9月9日の本会議で設置されました決算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に竹本正明君、副委員長に常泉健一君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、お手元に配付のとおり、本日、市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○副議長（ますだよしお君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

決算審査特別委員会委員辞任の件

○副議長（ますだよしお君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「決算審査特別委員会委員辞任の件」を議題とします。

過日、決算審査特別委員会委員 深山和夫君から委員辞任願が提出され、これを受理しました。

お諮りします。

深山和夫君の決算審査特別委員会委員辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、深山和夫君の決算審査特別委員会委員辞任を許可することに決定しました。

ただいまの決算審査特別委員会委員辞任に伴い、委員の欠員が生じました。

お諮りします。

この際、決算審査特別委員会委員補充の選任の件を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、決算審査特別委員会委員補充の選任の件を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

決算審査特別委員会委員補充の選任

○副議長（ますだよしお君） 委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定より、議長において指名します。

決算審査特別委員会委員に、21番初谷智津枝君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました初谷智津枝君を決算審査特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、初谷智津枝君を決算審査特別委員会委員に選任することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

特別委員会中間報告の件

○副議長（ますだよしお君） 次に、議事日程第2「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

地方創生特別委員会委員長 竹本正明君から報告を求めます。

（地方創生特別委員会委員長 竹本正明君登壇）

○地方創生特別委員会委員長（竹本正明君） 地方創生特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、8月17日に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、これまでに実施した交付金事業の効果検証並びに総合戦略の見直しについて報告を受け、検討を行いましたので、その

内容について御報告申し上げます。

まず、交付金事業の効果検証について、昨年度までに実施した先行型交付金事業9事業のうち、評価の必要のない総合戦略策定事業を除く8事業の重要業績評価指標（K P I）の達成状況について説明があり、一部で目標に対して達成できない事業があるものの、全ての事業において総合戦略におけるK P Iの達成に効果があったものと考えているとのことでありました。

これに対し、総合戦略の取り組みとして効果があったと考えられる場合は評価すべき点を、効果がなかったと考えられる場合はよくなかった点や原因、あるいは改善案を提案していただいたところ、各委員から多くの意見がありましたので、その主なものを申し上げます。

まず、「産前産後サポートセンターについて、P R不足により目標値を達成できていないが、産前産後の相談だけでなく就学前までを利用対象としていることの周知を図るべきである」との意見がありました。

また、「アンケートを実施し、市民の意見を聞き置くだけではなく、取り入れた意見を予算化し、実現した実績を評価すべきである」との意見や、「K P Iに対する評価があったが、議会が求めているのは内部評価ではなく、どのような効果が出ているかであり、今後、どのような効果を求め、そのためにどのようなプランを練り直していくかが重要である」との意見、「外部の意見を取り入れて施策メニューを拡大し、実効性のある施策の実施を望む」との意見がありました。

次に、茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しについて、今回の見直しでは、当局の担当部局の変更によるものや、より具体的な内容への文言の変更、また総合戦略を進めていく中で今後必要だと考えられる取り組みについて追加していきたいとの説明がありました。

これに対し、各委員から多くの意見、要望がありましたので、その主なものを申し上げます。

まず、「地方創生では地域を活性化することが求められており、施策の即効性が最重要である。道の駅の整備や東京オリンピック・パラリンピックへの対応等、即効性のある施策を早急に検討すべきである」との意見がありました。

また、「産前産後サポートセンターの設置について、設置が終わったために総合戦略から文言を削除するとのことであるが、将来的に取り組みの内容がわかるように残していくべきである。また、サポートセンターを継続していくために、それを支援していく内容の施策に取り組んでほしい」との意見や、「茂原市の総合戦略のメインの1つである雇用の創出について、既存の事業の延長ではなく新たな施策を検討してほしい。また、1つの施策について、部局間の横断的な連携をもって実施してほしい」との意見がありました。

その他、多くの意見、要望が委員からあり、これら議会での効果検証及び外部有識者による効果検証をもとに、今後、国への実施結果報告書を作成し、また総合戦略の見直しを実施していくとのことでありました。

地方創生の基本は、まち・ひと・しごとにおいて、いかに地方が活性化できるかを考えることであり、本委員会では今後も委員全員で知恵を絞り、茂原市がどうあるべきかを議論していくことといたしました。

以上で中間報告を終わります。

○副議長（ますだよしお君） 以上で特別委員会の中間報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに陳情の総括審議

○副議長（ますだよしお君） 次に、議事日程第3「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○総務委員会委員長（初谷智津枝君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案2件について、9月9日本会議終了後、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告いたします。

議案第1号「平成28年度茂原市一般会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9133万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301億1768万8000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「茂原市へのふるさと納税は年間どのくらいの寄附があるのか。また、ふるさと茂原まちづくり応援基金の積立額はどの程度か」との質疑に対し、「平成27年度の寄附金は、74件、約1245万円である。ふるさと茂原まちづくり応援基金の平成27年度末の残高は約230万円である」との答弁がありました。

次に、「ふるさと茂原まちづくり応援寄附推進費の内容は。また、総務省のふるさと納税ポータルサイトによると、平成27年度は寄附金受け入れ額と寄附金控除額の差し引き額が約1700

万円のマイナスとなっているが、どのように考えているのか」との質疑に対し、「ふるさと納税の記念品の拡充に向けて、寄附金額の50%を記念品の募集、発送等の委託料として約1440万円を計上しており、寄附金は約3300万円の増額を見込んでいる。寄附件数を増やすことにより、寄附金受け入れ額と寄附金控除額の差が埋まるように努めていく」との答弁がありました。

次に、「街路事業用地購入とあるが、内容はどのようなものか」との質疑に対し、「都市計画道路の代替地として土地開発基金で取得し保有していた土地について、当初の目的を達成したことから、一般会計予算で買い戻しを行い、普通財産とするものである」との答弁がありました。

また、委員より、「当初の目的を達成した土地については普通財産とし、売却するなど検討されたい」との意見がありました。

次に、「歳入の社会資本整備総合交付金が減額となり、区画整理費の財源構成が変更となっているが、理由は」との質疑に対し、「茂原駅前通り地区土地区画整理事業において、国への交付金申請をしていたが、当初の申請額より減額されて内示があったことから、事業実施のため減額分について市債と一般財源で対応するものである」との答弁がありました。

次に、「学校再編計画審議会の委員の構成並びに開催回数は」との質疑に対し、「委員は、学識経験者、自治会関係者、教育関係者の12名で構成され、今年度は6回の会議を予定している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第3号「茂原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が本年4月8日に施行されたことに伴い、選挙運動用自動車の借入費等の公費負担限度額を改正しようとするものであり、審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「ポスター作成の印刷費並びに企画費とはどのようなものなのか。また、上限額は幾らまでか」との質疑に対し、「印刷費は1枚当たりの費用で、企画費は版の作成費用である。掲示場が191カ所のため単価に191を乗じたものと、版の作成の企画費を合わせたものが上限額となる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○副議長（ますだよしお君） 次に、教育福祉委員会委員長 腰川日出夫君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 腰川日出夫君登壇）

○教育福祉委員会委員長（腰川日出夫君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案2件について、9月9日本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告をいたします。

最初に、議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「保育士の配置基準は、具体的にどう変わるのか」との質疑に対し、「朝夕等の児童が少数となる時間帯において、保育士1人に加えて保育士と同等の知識及び経験を有する者を配置すればよいこととされた」との答弁がありました。

次に、「保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者の基準は」との質疑に対し、「国が定めた子育て支援員研修を修了すること等が要件となっている」との答弁がありました。

また、委員より、「保育士不足を理由とした規制緩和はするべきはない」との意見や、「制度を運用する際には、子供の安全性を十分考慮されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号は賛成多数により可決することと決定をいたしました。

次に、議案第9号「財産の取得について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「取得金額の妥当性は」との質疑に対し、「不動産鑑定評価額により価格を決定しており、適正と考える」との答弁がありました。

次に、「今後の給食センター建設の予定は」との質疑に対し、「現在、基本計画をコンサルタント業者に委託しており、整備手法や運営形態等を検討している段階である。給食センターの建設については、平成31年9月稼働を目指し、できるだけ早期に完成できるように取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「現行施設のメンテナンスの考えは」との質疑に対し、「現在の給食調理場について

も、児童生徒に安全な給食を提供できるよう必要な修繕は実施していく」との答弁がありました。

また、委員より、「給食センターの建設に際しては、地理的状況を把握し、浸水被害等がないよう対策されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号は全員異議なく可決することと決定をいたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○副議長（ますだよしお君） 次に、建設委員会委員長 森川雅之君から報告を求めます。

（建設委員会委員長 森川雅之君登壇）

○建設委員会委員長（森川雅之君） 建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案3件について、9月9日本会議終了後、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について御報告をいたします。

初めに、議案第2号「平成28年度茂原市特別会計下水道事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ885万6000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6164万4000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「機械設備の故障の原因は何か」との質疑に対し、「本件は、停電時において電源を自家発電に切り替えるために必要な基盤装置が故障したものであるが、36年間の使用に伴う経年劣化が原因である」との答弁がありました。

次に、「工事の請負業者及び契約方法は」との質疑に対し、「本件の修繕工事については特殊部品が使われていることから、唯一対応可能な昱株式会社と随意契約するものであるが、請負金額の妥当性を欠くことのないよう、業者から徴する見積もりの精査に努めている」との答弁がありました。

次に、「基盤装置の故障は、今回何度目となるのか。また、修繕後の使用可能年数は」との質疑に対し、「基盤装置については、初めての故障である。修繕後においては、耐用年数である20年は使用可能と考える」との答弁がありました。

次に、「基盤装置の設置場所は、水害に耐え得るだけの高さが十分確保されているのか」と

の質疑に対し、「設置場所は建物地盤と同じ高さであるが、過去の水害を教訓に周囲を1メートルの防水パネルで囲うなどの対策がとられている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「本条例改正は、国の制度改正に準じた全国横並びの改正と理解してよいか」との質疑に対し、「今回の条例改正は、建築主事を置き、建築確認を行うことのできる特定行政庁及び限定特定行政庁が国の制度改正に準じて手数料の改正を行うものである」との答弁があり、採決の結果、議案第4号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第7号「茂原市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「下水道区域内における井戸水使用世帯の割合は」との質疑に対し、「約1.5%に当たる239世帯から届出がなされている」との答弁がありました。

次に、「下水道使用料に関する異議申し立てが以前提出されたが、その後、井戸水使用世帯に対してどのような対応を図ったのか」との質疑に対し、「井戸水の使用態様に変更が生じた場合には、届出が必要である旨、ホームページで周知を図るとともに、該当者に対しては個別通知を行った。その結果、世帯人数減少の届出が39件、世帯人数増加の届出が4件、井戸水使用廃止の届出が37件あり、それぞれ下水道使用料の変更処理を行ったところである。なお、本条例改正は、これらの経緯を踏まえ、井戸水使用者の届出義務の明確化を図るため行うものである」との答弁がありました。

また、委員より、「条例改正後においても、引き続き該当者への個別通知を含め、制度の周知に努められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号は全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○副議長（ますだよしお君） 次に、市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君からの報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（三橋弘明君） 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案1件、陳情2件について、9月9日の本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

それでは、議案第6号「茂原市中小企業融資等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「国による法律改正の概要について、中小企業等経営強化法の施行による市内企業へのメリットは」との質疑に対し、「国の認定を受けて事業計画を作成した場合に固定資産税の軽減措置、金融支援等を受けることができるものである」との答弁がありました。

次に、「単独では事業計画の作成が困難な小企業への支援は誰が行うのか」との質疑に対し、「商工会議所等でサポートを行っていく予定である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第6号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第7号「指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「陳情書で例に挙げられた線維筋痛症の市内の状況は」との質疑に対し、「全体像は把握していないが、国民健康保険のデータによると、市内で20名程度の方が患っている。また、相談窓口は保健所及び長生病院内の相談支援センターとなっている」との答弁がありました。

次に、「指定難病以外の難病・疾病は、障害者施策の対象となりにくいのか」との質疑に対し、「障害者手帳や障害福祉サービスは、病名ではなく、病状や病気を起因とする身体の状況等により利用の可否を判断するものである」との答弁がありました。

次に、「陳情による意見書を国に提出することで、線維筋痛症が指定難病となる可能性があるのか」との質疑に対し、「難病の指定に当たっては、患者数が人口の0.1%程度に達しないという基準があり、線維筋痛症については1.7%程度の患者数と言われているので、現在のところ指定の可能性はない」との答弁がありました。

次に、「指定難病に指定された方の医療費負担は」との質疑に対し、「通常の3割負担のうち1割は公費負担、2割が自己負担となっているが、所得に応じて月当たり3万円が上限となっている」との答弁がありました。

次に、「国の難病指定への動きは」との質疑に対し、「現在、第3次の選定候補として222疾病が検討されている」との答弁がありました。

また、「陳情者の願意は理解できるが、難病の指定に関する状況が不明瞭である中、本市議会として意見書を提出することに疑問を感じる」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第7号については賛成者少数により不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第8号「千葉県VOC条例・大気汚染防止法違反のVOC排出無届施設の違法稼働を停止させ、関係者とJDIの厳重なる処分を求める意見書の県関係諸機関への提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「9月初めに県が立ち入り検査をしたとのことだが、その内容は」との質疑に対し、「県条例に基づき実施される2年に1度の定期検査であり、届出の内容が適正であるかも含めて確認するものである」との答弁がありました。

次に、「当該物質を大気中に排出するに当たり、当該企業は何らかの除害装置を設置しているのか」との質疑に対し、「当該企業では、以前より水スクラバーによる除害装置を設置していたが、本年4月から、より除害効率の高い燃焼式の除害装置に変更の上、処理していることを確認している」との答弁がありました。

次に、「大気中への排出量が年間4000キログラムというのは許容範囲内であるのか」との質疑に対し、「一般環境下での暴露許容濃度は $0.0048\text{mg}/\text{m}^3$ であり、大気への年間4000キログラムの排出による一般環境暴露濃度は $0.000726\text{mg}/\text{m}^3$ と大きく下回っているので、周辺的一般環境に影響を与えているとは考えづらい。また、燃焼式の除害装置に変更したことで今後の排出量は従来の3分の1程度に減少する見込みとのことである」との答弁がありました。

次に、「陳情書のとおり、大気汚染防止法の届出違反があるのか」との質疑に対し、「当該企業は県に確認をとった上で届出書を提出しているものであり、今回の立ち入り検査でも届出が適正であるか再度確認されるものである」との答弁がありました。

また、「市当局の報告による国の見解と陳情者の見解が相違しており、現在、県の立ち入り調査も入っているとのことなので、継続審議にすべきである」との意見や、「陳情書にあるような無届けによる法律違反はないこと、排出基準を超過していないこと、排出量が今後減少する見込みであることを加味して判断すべきである」との意見もありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第8号については賛成者なく不採択とすること

と決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○副議長（ますだよしお君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（5番 平ゆき子君登壇）

○5番（平ゆき子君） 日本共産党を代表いたしまして、反対討論をいたします。

反対する案件は、議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」に反対し、その理由を述べます。

また、陳情第7号「指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

まず、議案第5号、茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について述べます。

この改正案は、今大きな社会問題になっている保育士不足、待機児童解消の緊急対策を口実に児童福祉施設最低基準を改定し、これまでの国の保育基準をさらに規制緩和するものであります。

小泉政権以降、認可定員の弾力運用によって子供の詰め込み、園庭の設置義務の緩和、避難設備等に関する施設基準の緩和、待機児童が多い地域に限定したほふく室、保育室の面積基準の緩和など、さまざまな規制緩和が行われてきました。

今回の改正は、保育の根幹とも言える保育士配置基準を壊してしまう、これまで以上の規制緩和の内容です。これまでは、最低基準を満たすための人員は全て保育士でなければなりませんでしたが。これにより、子供が少ないときでも保育士は最低2人必要だったものを、保育士1人と無資格者1人の計2人でよいとするものであり、保育士のかわりに幼稚園教諭、養護教諭、小学校教諭の保育を認め、市長が認めれば無資格者も可能になる、職員の配置基準や資格要件の基準緩和以外の何ものでもありません。保育の質を低下させ子供の健全な発達と成長を脅かすことは、親の願いに反します。子供の命を危険にさらす規制緩和などは許されません。茂原

市では、この改正による市の影響はないと断言をしています。であるなら、条例改正は必要ないではありませんか。国は、条例化するかどうか、全て都道府県、市町村の判断と明言しています。

以上を理由に、本案件に反対するものであります。

次に、陳情第7号、指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情についてです。

原因がわからず、患者数も少ないため、治療などの調査研究が進まず、治療法も確立されていない難病になると長期間治療しなくてはならず、患者には大きな負担が強いられます。こうした難病患者に対し、2014年に難病の患者に対する医療等に関する法律、難病法が成立し、医療費助成が法定化されました。これによって、2015年7月から国が治療費を助成する指定難病の種類は、これまでの56疾患から306疾患へと大幅に増えました。しかし、重症基準を満たさなければ対象外になるなど、指定難病にも障がい者にも認定されず、制度の谷間に苦しんでいる患者が多数存在しています。その患者や家族は高額な医療費の負担とともに、必要な福祉制度が受けられず、困難な生活を強いられている現状です。制度の谷間をつくらず、早急に難病患者に必要な救済措置、負担軽減措置が必要です。

以上のことから、本陳情の切なる願意をおくみ取りいただき、採択を強く求めまして、反対討論といたします。

○副議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第8号は同意されました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第4号、第6号から第7号並びに議案第9号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第4号、第6号から第7号並びに議案第9号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

今定例会に付議されました陳情は2件であります。

最初に、陳情第7号「指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第7号について採決します。

陳情第7号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第7号は不採択とすることと決定しました。

(1番飯尾 暁議員、5番平ゆき子議員退席)

○副議長(ますだよしお君) 次に、陳情第8号「千葉県VOC条例・大気汚染防止法違反のVOC排出無届施設の違法稼働を停止させ、関係者とJDIの厳重なる処分を求める意見書の県関係諸機関への提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第8号について採決します。

陳情第8号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立なし)

起立なしと認めます。

したがいまして、陳情第8号は不採択とすることと決定しました。

(1番飯尾 暁議員、5番平ゆき子議員着席)

☆ ☆

所管事務調査のための委員派遣の件

○副議長（ますだよしお君） 次に、議事日程第4「所管事務調査のための委員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員会、教育福祉委員会、建設委員会、市民環境経済委員会の各委員長から、会議規則第106条の規定により、閉会中の所管事務調査のため委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

各委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがって、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 決算審査特別委員会委員辞任の件
2. 決算審査特別委員会委員補充の選任の件
3. 特別委員会中間報告の件
4. 議案並びに陳情の総括審議
5. 所管事務調査のための委員派遣の件

○出席議員

副議長 ますだ よしお 君

1番	飯尾 暁 君	2番	向後 研二 君
3番	杉浦 康一 君	4番	はつたに 幸一 君
5番	平 ゆき子 君	6番	小久保 ともこ 君
7番	田畑 毅 君	8番	山田 広宣 君
9番	佐藤 栄作 君	10番	前田 正志 君
11番	金坂 道人 君	12番	山田 きよし 君
13番	中山 和夫 君	14番	細谷 菜穂子 君
15番	森川 雅之 君	16番	鈴木 敏文 君
18番	腰川 日出夫 君	20番	三橋 弘明 君
21番	初谷 智津枝 君	22番	竹本 正明 君
23番	常泉 健一 君	24番	市原 健二 君

☆

☆

○欠席議員

19番 深山 和夫 君

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	永長徹君
教育長	内田達也君	総務部長	豊田正斗君
企画財政部長	十枝秀文君	市民部長	野島宏君
福祉部長	鶴岡一宏君	経済環境部長	山本丈彦君
都市建設部長	石和田久幸君	教育部長	中村光一君
総務部次長 (総務課長事務取扱)	岩瀬裕之君	企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱)	山田隆二君
企画財政部次長 (市民税課長事務取扱)	大森茂雄君	市民部次長 (生活課長事務取扱)	岡本弘明君
福祉部次長 (子育て支援課長事務取扱)	板倉正樹君	経済環境部次長 (農政課長事務取扱)	木島明良君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	大橋一夫君	都市建設部次長 (都市整備課長事務取扱)	正林正任君
教育部次長 (体育課長事務取扱)	豊田実君	職員課長	鈴木祐一君
財政課長	斎藤洋士君		

☆

☆

○出席事務局職員

事務局長	三橋勝美
局長補佐	中田喜一郎
庶務係長	田中秀一

○副議長（ますだよしお君） これをもちまして、平成28年茂原市議会第3回定例会を閉会します。

長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

午後1時49分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年11月16日

茂原市議会議長 深 山 和 夫

茂原市議会副議長 ますだ よしお

茂原市議会議員 山 田 広 宣

茂原市議会議員 佐 藤 栄 作